



世界基準のエコロジー建材をドイツ・スイスから

(株)イケダコーポレーション

エコロジー事業部

大阪市福島区福島4-8-28FJビル3F

TEL 06-6452-9377 FAX 06-6452-9378

e-Mail : info@iskcorp.com

URL : <http://iskcorp.com>

自然塗料の食品衛生法(厚生省告示第 370 号)について

拝啓 貴社益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
下記、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。 敬具

記

下記、リボス自然健康塗料の製品群は合成樹脂成分を一切含まず、全成分を開示したひとと環境にやさしい自然塗料です。

【食品衛生法(厚生省告示第 370 号)】

食品衛生法の第 18 条に基づき、器具・容器包装は、「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」により、規格が定められています。合成樹脂を含んだ器具・容器包装では、含まれる合成樹脂の種類に応じて規格が定められており、測定された数値によって判定されます。

しかし、塗料自体は厚生省告示第 370 号では規格基準が制定されていない為、合成樹脂を含み、塗膜を形成する塗料においては、器具・容器包装の試験を準用し、含まれる合成樹脂の種類に応じて測定された数値によって「限度内・限度外」が判定されます。

※ 適合・不適の判定は行われません。

【リボス製品 食品衛生法(厚生省告示第 370 号)への対応について】

合成樹脂を一切含まず、また塗膜を形成しない塗料に至っては、食品衛生法(厚生省告示第 370 号)で規格基準が制定されていないのが実情です。分析試験結果はあくまで、木製食器塗装への安全性を証明する為、食品衛生法(厚生省告示第 370 号(合成樹脂))に準ずる定量試験を行っています。

従って適合・不適判定ではなく、「**検出せず**」という表記になります。

この食品衛生法(厚生省告示第 370 号(合成樹脂))に準ずる定量試験はあくまで安全性を知るうえでの一つの指標でしかありません。私どもの考える安全性の基準とは、製品毎の『完全成分明示』こそが、安全性を証明する唯一の手段であると考えております。

上記につきまして、ご不明な点がございましたらお気軽にお申し付けください。

以上